

教育委員会の職権権限に属する事務の市長部局への移管について

1 法律上の制度

教育委員会の職務権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により定められているが、平成19年の法改正によりスポーツ及び文化に関することが、平成30年の改正にて文化財保護に関することが、令和元年改正にて社会教育に関する教育機関の事務が、条例を定めるところにより地方公共団体の長が管理・執行することができることとなっている。

2 移管する事務

文化（文化財に関することを含む）、博物館、スポーツ（学校体育を除く）に関すること

3 移管の目的

（1）文化（文化財に関することを含む）

本市の歴史的・文化的資産の保存と活用の均衡に留意した上で、観光や産業振興、地域自治やまちづくり等とのこれまで以上の連携や一体的な運用を行うことで、より効果的及び質の高い行政サービスを提供することができる。

（2）スポーツ（学校体育を除く）

スポーツの持つ様々なメリットを活かして、健康づくりや介護予防等の福祉施策や、観光や産業振興、地域活性等の施策と総合的・一体的に推進することで、より効果的及び質の高い行政サービスを提供することができる。

4 必要な手続き及びスケジュール

（1）市長から教育委員会への意見聴取（2月上旬）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第29条）

（2）関係例規の整備（条例は3月市議会に提案、規則等は4月1日改正）

【新規制定】

・敦賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

【一部改正】

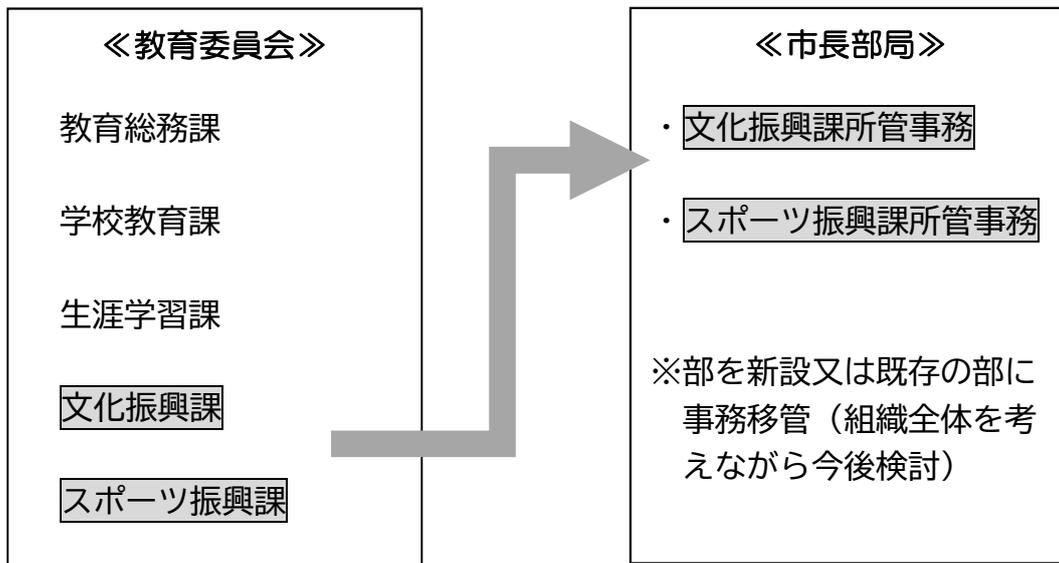
- ・敦賀市立博物館の設置及び管理に関する条例
- ・みなとつるが山車会館の設置及び管理に関する条例
- ・敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例
- ・敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例
- ・敦賀市文化財保護条例
- ・敦賀市スポーツ振興審議会条例

- ・敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例
- ・敦賀市武道館の設置及び管理に関する条例
- ・敦賀市職員定数条例
- ・敦賀市部設置条例

※その他規則、訓令等の改正が必要

- (3) 議会から教育委員会への意見聴取（3月市議会開会中に実施予定）
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第2項）

5 令和7年度からの体制（案）



6 教育大綱、教育振興基本計画の取り扱い

- ・教育大綱、教育振興基本計画の事務は、引き続き教育総務課にて所管。
- ・第2期敦賀市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）については、文化、スポーツが市長部局に移管後も、進捗管理や評価を引き続き教育委員会にて行う。
- ・教育基本法に基づく教育振興基本計画の策定主体は地方公共団体となっていることから、次期教育振興基本計画については、文化、スポーツに関することも引き続き掲載し、市長部局と教育委員会の共同策定を検討する。

【参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。